



文化財保存活用地域計画を作成すること：福崎町の現状と取組（〈特集〉地域歴史遺産を取り巻く多様な取り組み：文化財保存活用地域計画を足がかりにして）

長谷川，幸子

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 16:21-30

(Issue Date)

2024-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100499181>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100499181>



文化財保存活用地域計画を作成すること

—福崎町の現状と取組—

長谷川 幸子

はじめに

文化財保存活用地域計画（以下、地域計画という。）は、平成三〇年度の文化財保護法改正により制度が創設され六年が経過し、全国の市町村一六九件の地域計画が文化庁の認定を受けている（令和六年七月一九日現在）。福崎町の地域計画が認定を受けた令和四年七月時点では七八件だったので、すでにその時から倍以上の市町村で計画が作成されたことになる。兵庫県内では一一市町が作成済となっている。

地域計画は、文化財の保存と活用に関するマスタープラン兼アクション・プランであるが、作成には自治体それぞれの背景と目的があつて取り組まれていることだろう。その内の一つとして、当町の地域計画の場合はどうであつたか、どのような地

域計画になったのかについて、担当者の雑感を交えて報告したいと思う。

なお、本稿は令和六年一月二日に開催された「第二回歴史文化をめぐる地域連携協議会」での報告を再編したものであり、内容に重複があることをご了承ください。

一 地域計画作成の背景

（一）福崎町の概要

まず最初に、当町の概要について簡単に紹介したい。福崎町は兵庫県の中央よりやや南に位置する面積約四六kmの播磨地域の小さな町である。江戸時代には町の全域が姫路藩領で三三の村があつた。町には近代に播但鉄道の福崎駅周辺にできた一村と近世から続く三三村の計三三の自治会があり、その単位で

「播州の秋祭り」の屋台の運行が行われるなど、住民はそのま
とまりの中で強固なつながりを持っている。しかしながら、人
口は平成一七年に二万人を超えたのをピークに減少に転じ、現
在は約一・九万人で高齢化も進んでいる。

古くから北条街道、生野街道が交わる交通の要衝であり、現
在も中国縦貫自動車道と播但連絡道が交わるインターチェンジ
を有していることで、町の名前を聞いた人もいるだろう。また、
日本民俗学の父・柳田國男が生まれ、幼少期を過ごした町であ
るため、「民俗学のふるさと」というキャッチコピーも使われ
たりする。最近ではこの柳田國男の著作から妖怪での地域おこ
しが進められており、観光客はここ一〇年で約二倍に急増し、
近年では四一万人から四〇万人の間で推移している。

（二）地域計画の作成に至るまで

この『観光』が町の文化財行政にとって影響を与え、大きな
転換点になったと思われる。

町の妖怪ブームのきっかけは、平成二六年に辻川山公園に設
置された池から飛び出すリアルな河童がメディアの注目を集め
たことである。観光客が増加する中で、町では福崎駅の再開発
に伴い平成二七年度に「福崎駅周辺整備基本計画」、平成二九
年度に「福崎町地方創生まちづくり計画」を策定し、文化と観
光の連携したまちづくりを推進していくことになった。妖怪を



写真 辻川山公園の河童「ガジロウ」

目当てに観光客が訪れる辻川山公園は、柳田國男生家や旧神崎郡役所などの歴史文化遺産^{〔1〕}が集まる辻川界隈にあり、総合計画でも歴史文化観光資源の保全・活用核とされている。

このとき、同じく辻川界隈にある県指定文化財三木家住宅では保存修理工事が行われていた。三木家住宅は姫路藩の大庄屋として地域の政治と文化の中心となった三木家の邸宅で、敷地内全ての建物が県の文化財として指定を受けている。平成一六年に所有者から町に寄贈されたが、三〇〇年以上が経過した建物は傷みが激しく、保存活用のための工事が平成二二年度から始まったところだった。この主屋を対象にしたⅠ期工事は平成二八年度に終了し、翌年度から三木家や地域の歴史を紹介する展示施設として、また地域文化の交流施設として主屋部分の公開・活用が始まった。主屋以外の部分のⅡ期工事は令和元年度から開始される予定だったが、多額の工事費に引き続いて文化財保存整備等補助事業の採択を受けることが困難となり方策が模索されていた。折しもこの時期は、文化財は保存するだけでなく、観光振興・地域振興に積極的に活用していく必要があるという転換期である。三木家住宅の保存修理工事についても、都市再生整備事業や地方創生推進交付金を充て施設を柔軟に活用すべきと指導を受け、復元を基本とした文化財の補助金を使用する工事ではなく活用を目的とした工事へ向かい、主屋以外の部分を宿泊施設・レストランとして活用する指定管理者が

経済産業省の補助金を利用して改修することになった。

（三）地域計画作成のきっかけ

福岡町の町づくりに観光が重視されるようになり、県指定文化財・三木家住宅の一部は宿泊施設・レストランとして活用が開始された。地域に伝わる歴史文化遺産を活用した観光施策が急速に推進される状況の中で、歴史文化遺産を後世に残すために地域計画の必要性が文化財担当課で認識されるようになったが、その作成を行う主なきっかけとなったのが次の三点である。

まず一点目は、歴史文化遺産の保存に対する強い危機感である。これまで、福岡町には歴史文化遺産の保存・活用に関する中長期的な計画や基本構想が作成されていなかった。町としてどう歴史文化遺産を保存・活用していくかという具体的な方針が定まらない中、三木家住宅は半年の改修工事の後、宿泊施設・レストランとしての活用が開始された。歴史文化遺産の確実な継承という前提が明文化されないまま活用に向け進む事業に、保存という意識は希薄であるように見え、観光振興・地域活性化が歴史文化遺産の単なる利用・消費で終わってしまうのではないかという危機感が計画作成の大きなきっかけとなった。二点目は、歴史文化遺産の活用が進む中で、文化財担当課以外に歴史文化遺産に関わる課や人が増えてきたことである。歴史文化遺産に対する受け止め方は立場によってそれぞれであり、



写真 レストランとして活用される三木家住宅「酒蔵」

協力して事業を進めるにも考え方に齟齬が生まれていた。正しく歴史を理解し歴史文化遺産を次の世代に残していくための方策を各々の立場で実行するために、歴史文化遺産の価値や保存についての考えを関係者が共有することが必要となった。

また、三点目は人口減少による地域総がかりでの歴史文化遺産に対する保存・活用の取組の推進である。福岡町ではこれまで柳田國男生家などがある辻川界隈を中心として施策が進められてきたが、地域の皆で協力して指定・未指定を含めた町の歴史文化遺産を継承していくためには、一部地域のみの施策ではなく町全域の歴史文化に目を向ける取組が必要であった。

これらのきつかけにより、町民をはじめとした多種多様な歴史文化の担い手が皆で協力し、歴史文化遺産の保存・活用を進める第一歩として地域計画の作成に着手した。

二 地域計画の作成

福岡町の地域計画は令和二年度から四年度まで三か年をかけて作成した。前述の通り、福岡町では歴史文化基本構想などを作成していなかったため、初めての文化財保護行政の基本計画となった。作成のために学識経験者・商工観光・まちづくり団体等の諸関係者、行政などで「福岡町文化財保存活用地域計画協議会」を組織して協議を重ね、令和四年七月に文化庁の認定

を受けた。

(一) 歴史文化遺産の保存・活用の目標

『「美しき村」を目指す歴史文化まちづくり』というのが福岡町の地域計画における歴史文化遺産の保存・活用の目標である。計画を作成するきっかけにもなったことだが、最も重要なことは町に関わる人々が歴史文化を大切に思うことであり、さまざまな取組を展開する基礎となる。

「美しき村」とは柳田國男の著書にある言葉で「村は住む人のほんの僅かな気持ちから、美しくもまづくもなるものだ」と記されている。多様化する現代社会においては何事も地域全体が同じ方向を向いて取り組むことが難しくなっているが、これまで福岡の地に暮らす人々が大切に受け継いできた歴史文化遺産を手がかりとして、町全体が同じ方向を向いてまちづくりを進めていくことで、持続可能なまち（美しき村）を目指すという目標だ。歴史文化の担い手の心を育むことが福岡町の地域計画の基本理念である。

(二) 地域計画作成の特徴

地域計画の作成には人手も時間も要するため、どこの市町も作成には大変苦労をされていると推察する。当町もコンサルの力をお借りし限られた時間でなんとか計画をまとめることがで

目 標

“美しき村”を目指す歴史文化まちづくり

「福岡“つながり人”」一人ひとりが福岡町の歴史や文化を大切に思い、みんなで協力して、歴史文化遺産の保存や活用に取り組むことで福岡らしい歴史文化を育みます。

この福岡らしい歴史文化を、関係分野と連携しながら「定住の促進」、「教育の充実」、「産業の活性化」、「観光の振興」に活かし、それらの循環を支えることで地域の活力を高めます。また、一方では、その地域の活力を原動力として、歴史文化遺産のさらなる保存・活用の取組を展開することで、福岡らしい歴史文化により一層磨きをかけていきます。

このように、「福岡らしい歴史文化の育成」と「地域活力の向上」の循環（歴史文化まちづくり）を通じて、持続可能なまち（美しき村）をつくり上げていくことを目指します。

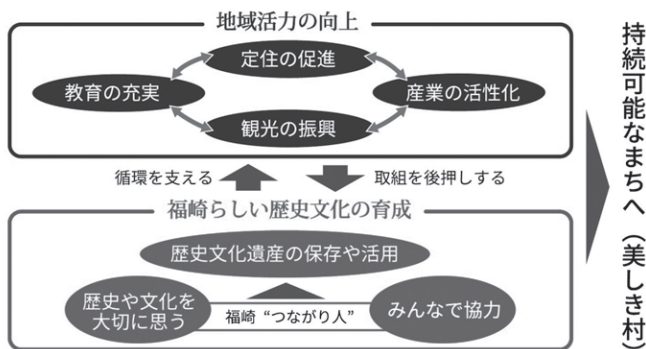


図 歴史文化遺産の保存・活用の目標

きたが、この作成において当町の現状にあわせた取組を主に三つ行った。

1 歴史文化遺産データベースの作成と調査

町内の歴史文化遺産については、福崎町史編さん時の目録や歴史民俗資料館の特別展にあわせた調査成果などの蓄積があったが、全てを網羅したデータはなく、十分な活用ができていない状況であった。また、計画作成のための歴史文化遺産の新たな把握調査は実施せず、調査が不十分な類型については、計画期間中に取り組むべき措置として盛り込むことにした。しかし、町史編さんからすでに三〇年が経過しており、把握調査済となっている歴史文化遺産も、現在の環境変化が著しい中で当時のまま存在しているのかという確認が必要となっていた。そこで、これまでに収集した歴史文化遺産のデータの一つにまとめたデータベースを作成することにし、そのリストを基に歴史文化遺産の現存・現況調査を実施した。

歴史文化遺産の現存・現況調査は、区長を通じて各自治会に協力を依頼した。例えば、昭和六一年から平成三年にかけて調査が行われていた石造物は、現存するデータからは所在場所の詳細が分からず、小字と当時の写真を基に場所の特定をしなければならぬものが多くあった。これらの確認を担当だけで行うことは不可能であり、地元の協力なくしては確認することができなかった。福崎町の各自治会には町が文化財の継承、保存・



写真 新出の区有文書を住民と確認する

活用等を目的に委嘱した文化財協力員が一名いるが、文化財協力員や自治会役員を中心に多くの住民にこの調査に関わっていただき、歴史文化遺産の現在の状況を確認することができた。この調査の成果は歴史文化遺産の把握だけにとどまらず、各自治会から存在を知らなかった地域の宝を初めて知ったとの声が多く寄せられ、住民が身近な歴史文化遺産を再認識する機会としての効果もあつた。そして、調査を通して町史編さん時には確認されていなかった新たな資料が発見されたことも大きな成果であつた。区有文書はこれまで町内の二一区で把握されていたが、新たに六区で文書が見つかった。新出の地域の資料は住民とともに確認することで、歴史文化遺産への興味、関心を高める効果もみられた。

これにより、二二〇件の歴史文化遺産が把握され、データベースとしてまとまった。またそれと同時に、これまで確認されていなかった未指定文化財の現況が確認され、今後の保存と活用について検討することができるようになった。

2 歴史文化ものがたりの設定

地域総がかりで歴史文化遺産に対する保存・活用を推進するために、町内のさまざまな地域に光を当てた、地域づくりに活用できるツール「歴史文化ものがたり」を作成した。これは、町内の多種多様な歴史文化遺産を特徴に基づいて、一定のまとまりとして捉えて整理することで、福岡町の歴史文化の特徴を

具体化しその内容を分かりやすく解説したものである。今回、六つの「歴史文化ものがたり」を設定した。

その一つを紹介すると、【人・物・情報の十字路口】では、古代から多くの主要な交通路が通っていた町の特徴を踏まえ、さまざまな道や街道と町場の発展、町の中央を流れる市川の舟運と渡し、また近代の生野鉱山寮馬車道や播但鉄道などを解説した。福岡町は昭和三十一年に旧福岡町と田原村、八千種村の一町二村が合併して誕生し、今もそれが三つの地区として受け継がれ住民に広く認識されているが、関連する歴史文化遺産を三地区ごとにまとめて挙げることで、町内の歴史文化遺産をつなげながら歴史文化の価値や魅力を発信したり、まちづくりに活かせるように想定した。例えば街道に残る道標は、普段気づかずに生活をしている人も多いが、人や物、情報が古くから行き交っていた町の歴史文化を今に伝えている。道標があるというだけでは理解しづらいが、どのような道がそこに通っていたのか、町のどこに続いていたのかなどが「歴史文化ものがたり」の解説で分かりやすくなり、またその道標を面としてつなげることで、活用の手がかりとしても使用することができる。

これは各自治会がより身近な単位の「歴史文化ものがたり」をそれぞれ考え、保存・活用に取り組まれることも期待している。

3 文化財の防災

もう一つ、地域計画を作成する上で取り組みたかったのは、歴史文化遺産と災害について考えることである。全国的に大きな自然災害が発生する中、福岡町では近年幸いなことに歴史文化遺産が被災する大きな自然災害は起きてこなかったが火災などは発生していた。未指定を含めた歴史文化遺産を継承していくためには、地域全体で防災について意識していくことも重要である。

地域計画作成に係る国の指針では、文化財の保存・活用に関する措置の中で防災・防犯対策について記載が求められているが、それに加えて福岡町の計画は歴史文化遺産の防災・防火・防犯体制の強化について一章を設けた。措置としても新たに、福岡町歴史文化遺産災害対応マニュアル（仮称）の作成を計画している。

また今回、地域計画の資料編として各自治会ごとに歴史文化遺産をまとめた「自治会シート」を作成し、住んでいる区の自治会シートを住民に配布している。この「自治会シート」に掲載した歴史文化遺産の位置を示すマップには、歴史文化遺産の災害危険度を把握するためベース図に県や町の防災マップを使用した。歴史文化遺産の位置はその上に示している。これにより、洪水や土砂災害などが起こった場合に身近な歴史文化遺産にどれくらい危険があるのか一目で分か

るようになっていく。

三 地域計画作成の成果と課題

(一) よかったこと

文化と観光のまちづくりという町の方針によって、歴史文化遺産の観光活用が急速に推進されたのを一つの契機として作成が進んだ当町の地域計画であるが、歴史文化遺産の保存・活用

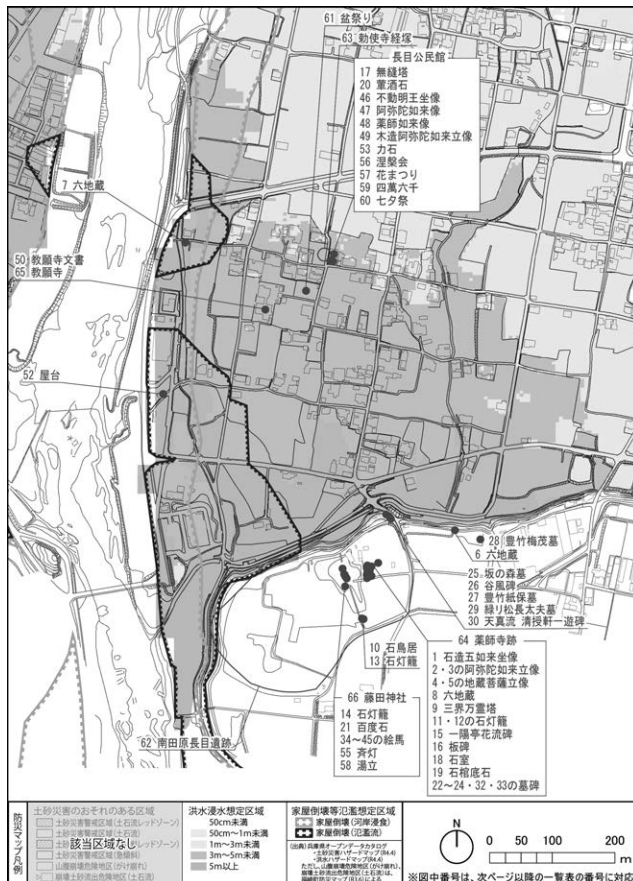


図 「自治会シート」の歴史文化遺産分布図

の考え方と方策を具体的にまとめることによって、歴史文化の正しい理解に基づいて活用をしていくことが大切であるという共通理解が生まれたことは一つの成果と思われる。また、データベースを作成することで町内の歴史文化遺産の横断的な検索が可能となり、活用の幅が広がるとともに、保存についての方策検討にも役立った。

地域総がかりという点においても、歴史文化遺産をまとめた「自治会シート」を配布したことで、身近な歴史文化遺産についての情報が以前よりも気軽に住民から町へ入るようになった。歴史文化遺産の現況確認に協力いただいたことによっても、行政と地域の関わりが深まったが、近所で蔵が壊されていたり、古いものを片付け処分してしまおうとしている人を見かけたら、地域の方から残しておく資料などがあるのではないかと町へ連絡があったり、所有者への声かけが行われたりということがあった。地域計画に関わることで、身近な歴史文化遺産への興味や理解が高まり、今まで知られることなく失われていた歴史文化遺産を守ることに繋がるようになったのではないかと思う。

(二) これからの課題

地域計画の作成によって、まず身近な所では庁内のさまざまな部署で歴史文化遺産に関する課題が現れた場合、文化財担当

課に一報を入れておいた方が良いのではないかという雰囲気が生まれている。歴史文化遺産に対する認識の差による齟齬は以前よりも少なくなっているが、横の繋がりをもっと広げる必要があるだろう。これからますます歴史文化遺産の活用が多様な人の手によって進められていくことが予想されるが、歴史文化の価値を共有し関係機関の連携をより推進していかねばならない。

また、歴史文化遺産を観光活用することで、福岡町に住む人以外にも町の歴史文化遺産に関わる人が増えている。人口が減少し担い手が減る中でそれは大切なことであるが、その人たちに「福岡っつながり人^③」として福岡町の歴史文化を大切に思い、次の世代に引き継いでいこうと思ってもらうためには、地域計画に記したように町の歴史文化の特徴を育み、魅力に磨きをかける必要がある。

おわりに

歴史文化遺産の保存と活用にとつて最も必要なのは、関わる人々が歴史文化を大切に思う心を持つことである、というのが地域計画の作成を通じて改めて感じたことである。それをどう育むかが福岡町の地域計画となっている。それを達成するためアクションプランとして具体化し細分化した措置は数が多く

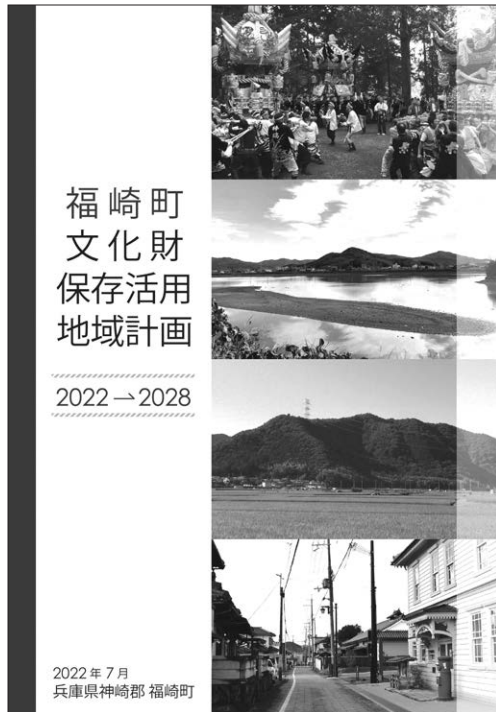


図 福崎町文化財保存活用地域計画表紙

なってしまう感があり、行政の人員の増員がない中で計画通りに進められるのだろうかという不安もある。町の厳しい財政でできることは限られており、財源の確保も大きな課題である。しかしながら、計画で示した方向に向かって前進していくしかないだろう。

地域では地元の人の手による地域史誌ができたり、自分たちで地域の資料を調べたりという活動も進んでいる。住民の取組支援や学校教育との連携など多様な人々と関わりを持ち連携しつつ、引き続き計画を推進していきたいと考えている。

註

(1) 「福崎町文化財保存活用地域計画」では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形にかかわらず、地域の歴史のなかで生まれ育まれ、今日まで受け継がれている歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化遺産」と定義し、地域計画の対象としている。

(2) 柳田國男『豆の葉と太陽』（創元社、一九四一）

(3) 「福崎“つながり人”」とは『福崎町第5次総合計画 後期基本計画』

で使われている用語で、福崎町に住む人（住人）、通勤・通学する人、町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など、福崎町を想う全ての人をさす。